

令和3年度 事業計画及び収支予算について（報告）

令和3年度 事業計画

自 令和 3年4月 1日

至 令和 4年3月31日

昨年からの新型コロナウイルス感染症の世界的な蔓延は、我が国経済にも甚大な影響を及ぼし、かねてからの個人消費・雇用情勢等の緩やかな回復基調が一転、歴史的にも未曾有の経済活動の停滞をもたらし、県内においても運輸・観光・レジャー・宿泊・飲食業においては極めて大きな影響を受け、その収束は未だに見通す事ができない状況となっています。

富山県内における観光客の入込総数は、令和元年には350.1万人（対前年比2.1%減）また、宿泊者数は、380.8万人（対前年比0.7%増）内外国人35.8万人（同16.9%増）となっており、北陸新幹線開業後の観光入込客の一服感はあるものの、宿泊需要は増加傾向を示していました。

しかしながら、令和2年の富山県内における宿泊者数（速報値）は、208.1万人（対前年比45.4%減）と大幅な減少傾向を示し、全国的には感染拡大エリアや、人気の高い旅行先では、軒並み50%以上の減少率となっています。

また、令和2年度県内貸切バス事業の状況は、運送収入が対前年27.8%（R2.4月～R3.1月）・実働率25.3%（同月）と、これまでに経験したことのない大幅な落ち込みとなっています。同様に、高速バスでは、利用者減に伴う減便・休止等、乗合バスでは、コロナ禍における外出自粛等によりバス事業全体が需要の喪失状態となっています。

一方、コロナ禍の収束に向け、本年4月から高齢者を中心にワクチン接種が開始される事となっており、その効果に期待が寄せられています。

現時点では収束が見えない状況にあり、富山県バス協会は、バス事業が極めて厳しい事業環境であることを関係機関・行政に引き続き訴えると共に、所要の支援を要請してまいります。また、必ずや収束することを念頭に、本年度も会員事業者への安全輸送対策を重点に、新型コロナウイルス感染症対策・運転者確保対策・地域公共交通維持確保対策・観光需要への対応・バリアフリー対策等多くの課題に対し、会員事業者はもとより日本バス協会とより緊密に連携を図りながら次のとおり対処して行く事とします。

記

1. 安全輸送対策の推進

- (1)交通安全意識の高揚と事故防止の徹底を図ることを目的に、安全運転中央研修所及び旅客自動車ドライバー安全運転研修所（クレフィール湖東）へ会員事業者の運行管理者・運転者を派遣し、高度な技能・知識の習得を促進します。
- (2)「運輸安全マネジメント制度」及び「バス事業における総合安全プラン2020」に基づき、過去の重大事故等における教訓を踏まえつつ、その円滑な取組みと確実な実施が図られるよう適切に対応します。
- (3)「バスにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」の周知徹底、また、「秋の全国交通安全運動」に併せて実施される「飲酒運転防止週間」を積極的に推進し、「飲酒運転防止対策マニュアル」を活用した飲酒運転防止意識の高揚を図ります。さらに、国交省により策定された「自動車運送事業者における心臓疾患・脳血管疾患対策ガイドライン」を事業者周知し対策に努めます。
- (4)バスジャック、テロ対策等、危機管理対策に万全を期するため、「バスジャック統一対応マニュアル」及びテロ対策通達による対応の周知に努めます。
- (5)バス事故の3割を占める車内事故を防止するため、「車内事故防止キャンペーン」を実施し、利用者・乗務員に対する啓発活動を積極的に推進します。
- (6)シートベルトの着用について、お客様に着用の必要性を啓発し装着率向上を図ります。
- (7)「春・秋の全国交通安全運動」や「夏・冬の交通安全県民運動」、「年末・年始の輸送安全総点検」等、事故防止のため各種運動に積極的に参画します。
- (8)運転者適性診断の計画受診とカウンセリング受診及び、運行管理者一般・基礎講習及び整備管理者研修の受講を促進します。更に、運輸安全マネジメント研修の受講とその積極的な取組みを推進します。
- (9)会員バス事業者の事故防止への取組みを推し進めることとし、教育研修専門機関による「安全教育研修会」を実施します。また、会員外事業者を含めた無事故意識高揚を図るべく研修会を適宜開催します。
- (10)運行管理者試験受験者の合格率UPを図るため、模擬試験研修会を開催します。
- (11)アルコール検知器使用の啓発を図るとともに、安全運行対策の確立に努めます。
- (12)携帯電話・スマートフォンは、乗務中の使用等運転者が使い方を誤らないようガイドラインに沿った社内規定整備を推進します。
- (13)協会内に組織した乗合委員会・貸切委員会を適宜開催し、常に輸送の安

全を第一として情報の共有と意見交換を図ります。

- (14) 会員事業者の優良運転者（無事故10年以上、以後5年刻み）及び優良従業員（10年以上勤続者）を選出し、協会長より表彰します。

2. 地域公共交通維持確保対策

次のとおり運輸事業振興助成交付金事業の推進を図ります。

- (1) 交付金地方事業として、運輸事業振興助成交付金事業計画（別紙）に基づき「施設整備等に対する助成事業」「安全運行対策事業」「バス活性化対策事業」「人と環境にやさしいバス普及事業」等、適切、且つ、効率的な運用を図ります。
- (2) 当協会が直接実施する事業及び助成を受けて事業者が行う事業が、国の基本通達及び県の補助金交付要綱・規則に沿い、国・県の指導協力を得て、適切且つ効率的に実施するよう努めます。
- (3) 日本バス協会中央事業について、「バス利用者施設等整備事業」「人と環境にやさしいバス普及事業」、「地方路線バス及び貸切バス助成事業」「バス利用促進広報及びイベント事業」「運転者人材確保対策事業」等に係る情報を適時・適切に提供し、その利用促進に努めます。

3. 貸切バスの振興

- (1) 「貸切バス事業者安全性評価認定制度」は、貸切バス事業者全てが認定に向けて取り組むことが出来るよう啓発・周知し、貸切バスの信頼性の更なる向上を図ります。なお、富山県バス協会会員事業者においては、令和2年度末現在、20社が認定を受け、内11社が三ツ星、4社が二ツ星、5社が一つ星の認定を受けています。
- (2) 今後も、本制度のPRに鋭意取り組むこととし、利用者が安心して利用できる貸切バスを目指し、貸切バスのコンプライアンスと安全性の向上を図ります。
- (3) 運賃・料金の適正収受が図れるよう、今後も旅行業界、関係行政機関、一般利用者等に対し運賃制度への理解を求めて行きます。

4. 環境対策の推進

地球温暖化ガスの削減及び大気汚染の改善に資するため、日本バス協会と共に次の諸活動を行います。

- (1) 「バス事業における低炭素社会実行計画」に基づく諸対策を推進します。
- (2) 「自動車点検整備推進運動(9月)」から「エコドライブ強化月間(11月)」

の3か月間を「バスの環境対策強化月間」として強力な運動を展開します。
(3)電気バス等環境対応型のバスシステムの実用化について、情報収集及び調査研究を行います。

5. 交通バリアフリー対策の推進

- (1)バリアフリー法に基づく「移動円滑化基準」に適合した乗合バス車両への代替促進と併せて、国の認定した標準仕様ノンステップバスの普及を促進します。また、バス停留所周辺整備及びバス停留所停車環境の改善等インフラ整備におけるバリアフリー化について関係行政機関に働きかけます。なお、「富山県地域交通ビジョン」では、ノンステップバスの導入率を令和7年には80%を目標としています。
- (2)2019年度から貸切バス事業がバリアフリー法の対象となっています。本年開催の東京オリンピック・パラリンピック大会を契機とした共生社会等の実現を図るべく、その取り組みに関し、日本バス協会と連携し対処することとします。

6. 走行環境及び輸送サービスの改善

- (1)都市部における道路渋滞の解消及びバスの走行環境の改善を図り、利用者の利便向上に資するため、公共車両優先システム、バス優先対策の拡充及び幹線道路における違法駐車対策の強化について、関係行政機関に働きかけを行います。
- (2)バスターミナル、駅前広場、パークアンドバスライド駐車場等と他の交通機関との結節点の施設整備について、利用者利便の向上及び地域整備と一体となって推進するよう関係行政機関に働きかけを行います。

7. 高速バスへの対応

高速乗合バス事業における法令・安全確保対策・コロナ関連対策等の徹底が講じられるよう各事業者への更なる啓発と併せ、関係行政機関への提言を行います。

8. 観光需要への対応

北陸新幹線の開業により、県内に国内外から多くの旅行客が訪れることとなり、昨年3月には在来線高架化が完成し、富山駅路面電車南北接続が実現しました。

今後は、富山駅周辺開発事業等により、富山駅周辺は更に発展すること

となり、それらを生かすべく努力が求められます。

2020年の訪日外国人観光客を、国は4000万人を目標としていましたが、コロナ禍の影響により411万5900人(対前年87.1%減)の実績となり、経済への影響が甚大となっています。

コロナ禍収束を見据え、訪日外国人観光客を取り込んだ便利で利用しやすいバスサービスの実現を目指し、多言語への対応、鉄道・バスを含む企画乗車券の設定・Wi-Fi整備・高速バスの充実・定期観光バスの振興等を重点目標とした、「インバウンド振興のためのバスサービス向上アクションプラン」(日本バス協会策定)の活用を周知・啓発します。

今後も、会員事業者と連携して、バス事業のハード・ソフト両面(接遇・車両導入・外国語対応・Wi-Fi整備等)に互り調査・啓発します。

9. 働き方改革への対応

- (1)日本バス協会が作成した「バス事業における働き方改革の実現に向けたアクションプラン」により、バス事業者としての対応等、日本バス協会と連携し会員事業者へ周知・啓発します。また、働き方改革への意識づけを図るべく厚生労働省の支援事業として専門の講師の派遣による講演会を開催します。
- (2)労働諸問題について、日本バス協会と連携し調査研究を行うこととし、労働条件の改善・適正な労務管理の実施を推進し、また、労使交渉に関する情報・連絡活動を行い、適切に対応します。
- (3)労働関係法令等の周知及び「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」等について、労働当局の指導を仰ぎながら遵守のための取組みを進めます。
- (4)バス運転者不足問題に関し、国土交通省の「バス運転者の確保及び育成に向けた検討会」の報告等を踏まえたガイドラインにより、効果的な対策を検討、推進します。また、北陸信越運輸局管内に組織された官民一体による「バス運転者確保対策会議」において、運転者不足問題を解消すべくあらゆる観点から意見・提言を行います。
- (5)また、運転者確保対策における会員事業者の負担を軽減すべく、厚労省における運転者養成に係る「キャリアアップ助成金」及び「キャリア形成促進助成金」制度の活用を図るべく会員事業者へ周知・啓発します。
- (6)自動車運送事業における運転者不足の対応策として、長時間労働の是正等の働き方改革に取り組む事業者を認証する「運転者職場環境良好度認証制度(働きやすい職場認証制度)」が令和2年度より創設されました。今後、日本バス協会と連携し、適宜、会員事業者へ周知・啓発します。

10. 広報活動の推進

- (1) ホームページを活用しバス事業者へ情報提供するとともに、広く一般利用者に対し、当協会の活動状況やバス事業の現状等について情報を提供します。また、情報内容の拡充及び更新を逐次実施し、より良い広範な情報提供を目指します。
- (2) 9月20日の「バスの日」におけるバス利用促進キャンペーンや交通安全運動において、マスメディア等を活用し、広く県民に対しバス事業の公共性・安全性・コロナ対策等について理解を求め、バスの一層の利用促進を図ります。
- (3) バス運転者不足問題への対応として、バス運転者のイメージアップを図るべくポスターを掲出（路線バス・電車・鉄道駅等）します。
本年度は、運転者イメージアップポスター掲出事業第8弾を実施します。
以後、その効果を見定めながら継続実施について積極的に推進します。

以上、令和3年度事業計画の実施にあたり、資金の借り入れ及び設備投資の予定はありません。

運輸事業振興助成交付金特別会計
令和 3 年度 事 業 計 画

○事業計画

1. 地方事業について（富山県バス協会が実施する事業）

- ・「施設整備等に対する助成事業」
 - ーバス停留所、停留所標識、その他 路線バス事業関連施設整備等への助成事業

- ・「安全運行対策事業」
 - ー運転者適性一般診断・初任診断・適齢診断・カウンセリング、運行管理者基礎講習・一般講習、整備管理者講習、運転者・管理者の教育研修（クレフィール湖東・中央研修所）、運輸安全マネジメント講習、優良従業員表彰式等の事業

- ・「人と環境にやさしいバス普及事業」
 - ーエコドライブ管理システム・ドライブレコーダー・デジタルタコグラフ・
27年度燃費基準達成車・ノンステップ・リフト・スロープバス の普及事業

- ・「バス活性化対策事業」
 - ーバスの日行事（バスの日告知看板・広報用品・新聞広告等）
 - ーバス運転者イメージアップポスター掲出
 - ー貸切バス事業者安全性評価認定制度申請助成

2. 日本バス協会中央事業について

日本バス協会中央事業

- ・「バス利用者施設等整備事業」
- ・「人と環境にやさしいバス普及事業」
- ・「地方路線バス及び貸切バス助成事業」
- ・「バス利用促進広報及びイベント事業」
- ・「運転者人材確保対策事業」

等に関し、会員事業者に必要な手続きを行います。